

改正

平成27年 4 月 1 日規則第51号

令和 6 年 3 月 1 日規則第 6 号

令和 8 年 3 月24日規則第14号

岩国城条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩国城条例（平成18年条例第154号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入場券)

第 2 条 入場券の種類は、次のとおりとし、岩国城天守閣及び市長の指定する場所において発売する。

(1) 一般入場券

ア 大人入場券

イ 小人入場券

ウ 団体入場券

(2) 連絡入場券

ア 大人入場券

イ 小人入場券

ウ 団体入場券

(3) セット入場券

ア 大人入場券

イ 小人入場券

(混合団体入場料)

第 3 条 大人及び小人の混合団体入場料の計算方法は、条例別表の団体入場料にそれぞれの人員を乗じて得た額の合計額とする。

(団体入場補助券)

第 4 条 第 2 条各号に規定する団体入場券を発売する場合において、市長が必要と認めるときは、入場人員に応じた団体入場補助券を発行することができる。

(私製入場券の発行)

第 5 条 市長は、次に掲げるものに私製入場券の発行を許可することができる。

(1) 諸団体又は機関

(2) 旅行あっせん業者

(3) その他市長が必要と認めた者

2 私製入場券を発行しようとする者は、あらかじめ、様式、期間その他必要事項について、市長と協議しなければならない。

(入場料の減免)

第 6 条 条例第10条の規定による入場料の減免は、次に掲げるとおりとする。

(1) 全額を免除する者

ア 出品委託者

イ 岩国城索道条例施行規則（平成18年規則第120号）第6条第4項に規定する無料乗車証を有する者

（2） 条例別表普通入場料一般料金の5割を減額する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該手帳又はこれに代わるものとして市長が特に認めるものを提示したもの及び介護人を要するときの介護人

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及び付添人で、当該施設長の発行する証明書を提出したもの

ウ 岩国市営バス福祉優待乗車証に関する条例（平成18年条例第26号）の規定による福祉優待乗車証の交付を受けている者で、当該乗車証を提示したもの

2 前項に規定するもののほか、市長が特別の理由があると認めた者については、その都度定める額を減額し、又は免除する。

3 前2項の規定により入場料を減額した場合において、減額後の金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（優待券及び招待券）

第7条 市長は、必要と認める者に対して、優待券又は招待券を発行することができる。

（入場券等の検札及び回収）

第8条 入場者は、入場しようとするときには入場券、補助券、優待券又は招待券（以下「入場券等」という。）を係員に提示して検札を受けるものとする。この場合において、既に効力を失い、又は不用となった入場券等は、返還しなければならない。

（使用料）

第9条 条例第9条の規定による使用料は、面積、時価、容積、管理経費等を勘案し、その都度定める。

（資料等の出品依頼等）

第10条 市長は、入場者の観覧に供するため各種の文化資料、物産等の出品を依頼し、又は委託若しくは寄贈を受けることができる。

2 前項の規定により委託又は寄贈をする者は、資料委託・寄贈申込書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により文化資料、物産等を受け取ったときは、資料預かり・受託証を交付する。

4 第1項の規定により、出品を依頼した場合の借上料は、支払わない。ただし、重要な文化的又は観光的な資料である場合は、その都度予算の範囲内で定めた借上料を支払うものとする。

5 市長は、第1項の規定により出品された文化資料、物産等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

6 第1項の規定により出品された文化資料、物産等の返還は、第3項の資料預かり・受託証と引換えに行う。

（入場券等の様式）

第11条 入場券、資料出品・委託・寄贈申込書及びこれらに類するものの様式は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月1日規則第6号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月24日規則第14号）

この規則は、令和8年9月1日から施行する。